

GHQ 占領下における剣道

— 規制、存続、スポーツ化、芸能化の諸相 —

坂上 康博 一橋大学大学院社会学研究科教授

はじめに

第2次世界大戦後の1945年8月から1952年4月まで、日本は連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による占領下に置かれた。占領初期において、武道は「非軍事化・民主化」政策の一環として、学校体育だけでなく、課外の運動部活動としても禁止された。中等学校の武道教員の免許も無効とされ、これによって退職を余儀なくされた者は、少なくとも1,927名にのぼる¹⁾。また、社会体育の分野においても、大日本武徳会が解散させられ、計1,219人におよぶ役員が公職追放の処分を受けた。

1945年10月のGHQ指令「日本教育制度に関する管理政策」の「軍事教育の科目及び体錬は凡て廃止」という項目に学校武道が該当すると判断され²⁾、また、ポツダム宣言第6項にある日本国民を欺いて無謀な世界征服へと導いた責任が、武徳会の役員にもあると判断されたからである³⁾。

武道組織の再建は、1949年5月の全日本柔道連盟の設立を嚆矢とし、同年6月には全日本弓道連盟も設立をみた。しかし、剣道の場合は占領下では許されず、全日本剣道連盟が設立されるのは、占領終結後の1952年9月である。組織の再建につづいて学校体育への武道の復帰が始まり、1950年10月に柔道、翌51年7月には弓道が復帰するが、剣道の場合は、占領終結後の1952年4月に、まず剣道に代わる新しいスポーツとして考案され、たしない競技が採用され、翌53年7月に剣道がようやく復帰する。

以上のようなGHQ占領下における武道の禁止～復活過程のうち、とくに学校武道および武徳会をめぐる政策決定過程については、近年、GHQ資料を用いた山本礼子の研究などによって、その詳

細が明らかにされてきている⁴⁾。

では、学校と武徳会以外の武道はどうであったのか？ 本稿では、これまでほとんど検討がなされてこなかったこの問題、すなわちGHQ占領下の社会体育分野における武道に新たな光を当ててみたい。なかでも最も厳しい制限を受けた剣道に照準を定め、近年の研究成果をふまえつつ、日本側の関係者の証言を丹念にみていくことでその実態にせまってみよう。

1. 社会体育分野の武道に対する規制

敗戦後、まず最初に出された社会体育分野の武道に関する方針は、1945年11月1日付厚生省健民局体錬課長通牒「戦後に於ける体育行政に関する件」（健乙47号）である。そこでは、

四、国民武道の指導奨励

武道は我国伝統のものにして青少年の最も愛好するものなり、特に質実剛健なる国民気風の作興と旺盛なる士気の昂揚に役立つものなれば之が奨励の要あるも現下の諸情勢に鑑み左の方針により勸奨す

- 1、武徳会、団体の積極的活動に委し町道場の復活を図ること
- 2、国民の趣味嗜好に俟ち他のスポーツと同様競技的に指導すること
- 3、保存武道として古武道と共に各流派、形、文献等の保存並に高齢者の優遇をなすこと⁵⁾

と、武道の奨励が指示されている。「国民趣味嗜好」として「他のスポーツと同様競技的に指導すること」と注意を促しているものの、武徳会や各団体による武道の実施を積極的に奨励しているのでは

る。しかもこのような武道に対する寛大な扱いは、日本側の単独判断によるものではなく、CIEの方針と表裏一体のものであった。

山本が明らかにしているように、CIE局長ダイクは、同通牒が交付されたのと同じ日、柔道と剣道はすべての学校教育で禁止するが、学校外での活動については禁止せず、個人的、非公式なスポーツ活動には干渉しないという基準を示している⁶⁾。同趣旨のダイク発言は、11月17日付の米兵向け新聞*Pacific Stars and Stripes*にも掲載されている⁷⁾。

こうして社会体育分野の武道が認可されるなかで、地方軍政部の許可を得るため、宮城、青森、石川、千葉、岡山、鳥取、福岡、大分、広島等では、占領軍向けの武道の公開演技会などが開催されたことが、武徳会の報告にも記されている⁸⁾。

翌1946年1月、社会体育の所管が厚生省から文部省に移され、体育行政が一元化される。そして同年8月25日、それまでの社会体育分野の武道に対する寛容な態度を一変させる通牒「社会体育の実施に関する件」(発体95号)が文部省によって発せられる。その第九項「剣道、柔道、弓道の取り扱いについて」の中で、「武道」という名称が「文字自体に軍事的乃至武的意味」をもっているとの理由からその使用を禁止し、剣道、柔道、弓道については、

3. 剣道は戦時中刀剣を兵器として如何に効果的に使用すべきかを訓練するに利用された事実があるので、軍国的色調を一切急速に払拭せんとする今日、公私の組織ある団体に於て、従来 of 形態、内容による剣道を積極的に指導、奨励をなさざるを可とすること。而して剣道が将来他の純粹スポーツと同様の方向に進められるやう充分なる研究努力をなすこと。

4. 柔道、弓道はその本来の目的たる人格の涵養、身体 of 鍛練を図ることを主眼とし個人の趣味、嗜好に俟ち、一層明朗健全なるスポーツとしての面目を発揮するやう充分なる努力をなすこと。⁹⁾

とされた。

剣道は、柔道および弓道と異なり、「公私の組織ある団体」での「従来 of 形態、内容による剣道を積極的に指導、奨励」することが禁じられたのである。その理由としてあげられているのは、日本刀の操作訓練として戦争に利用されたということであるが、それだけでなく、この時点で剣道がなおもスポーツとして認可できる状態には至っていない、との判断がなされていることがわかる。これに対して柔道および弓道は、スポーツとしての再生がなされているため、「人格の涵養、身体 of 鍛練」という「本来 of 目的」を主眼とし、「個人の趣味、嗜好」として実施することを認めるというのである。

くり返しになるが、この通牒は、従来 of 剣道の形態・内容を否定しただけではなく、組織的な剣道の実施を公私両面において禁止したという点で、先の厚生省通牒と決定的に異なる。社会体育分野 of 剣道に対して徹底した規制を加えたのだ。この点について、庄子宗光『剣道百年』は、

この通牒によって、剣道 of 公私の組織的活動ができなくなったことは非常な打撃であった。個人の自由意志による稽古まで禁じたのではなかったが、先に学校関係 of 施設の使用を禁止したことと、この組織活動 of 禁止は剣道界に致命的な打撃を与え、剣道専門家の大部分は職を失い、生活 of 道を絶たれて悲境 of どん底に沈むに至った。

と指摘している¹⁰⁾。

剣道専門家の失職は、先に述べたようにすでに学校武道 of 禁止および武道教員免許 of 無効化によって生まれていた。では誰が this of 文部省通牒によって失職したのか。考えられるのは、地域の道場、警察、団体等 of 剣道指導者であろう。「剣道界に致命的な打撃」を与えた this of 通牒が撤廃されるのは、それから7年後、1953年5月19日付文部省社会体育教育局長通知「社会体育としての剣道の取り扱いについて」(文社対第214号)¹¹⁾を待たなければならず、さらにこの間、1947年3月には「剣道 of ような好戦的精神を助長する古典的スポーツ

もすべて廃止されなければならない。体育はもはや“精神教育”に結びつけられるべきではない」と剣道を批判のやり玉にあげた極東委員会の「日本教育制度改革に関する政策」が出されている¹²⁾。

社会体育分野の剣道に対しても厳しい規制が加えられた7年という期間、剣道はどのような状況であったのか？

2. 「冬の時代」の剣道の存続とスポーツ化

この時期については、「剣道が弾圧された冬の時代」というとらえ方が根強いが、そうした従来のイメージに対して異を唱えたのが、谷川建司である¹³⁾。谷川は、剣道を「学校剣道」「道場剣道」「警察剣道」の3つのカテゴリーに区分してとらえ、この中で全面的に禁止されたのは「学校剣道」のみであるとし、学校外の活動については禁止せず、個人的、非公式な活動には干渉しないというGHQ民間情報教育局（CIE）の方針の下で、地方軍政部による差異をともしつつも、全体として1949年秋ごろまでは「道場剣道」「警察剣道」が、スポーツに生まれ変わったことを強調しつつ各地で行われていたことを「占領期雑誌目次データベース」で検索したプランゲ文庫（国立国会図書館憲政資料室所蔵）の20件の雑誌記事によって明らかにした。

谷川が用いた資料のうち、たとえば、『週刊朝日』1949年5月29日号は、「警察関係を中心として剣道が各地で行われるようになって来た。東京、千葉、茨城、福島、関西では大阪、京都、山口などで半ば公認の形となっている」とし、1946年8月の文部省通牒に「従来の形態、内容の剣道を積極的に指導、奨励しないように」とあり、「剣道はまだ全面的に認められていない」が、「このごろは時代に合わせて“スポーツとしての剣道”という方向に改革も行われている。乱暴な行為や足がらみを禁止したり、騒々しい気合いもやめ、審判も三人の合議制となり、タッチの程度で一本とし、六米のコートを設けるといった案配」と報じてい

る¹⁴⁾。

これは、谷川が「新生剣道」という性格を強調した記事として紹介しているものである。これらの資料から、各地で1946年8月の文部省通牒に沿った形で剣道のスポーツ化が進められていたことがわかる。

ただし、留意すべきは、これらの記事がGHQの検閲下にあったという点であり¹⁵⁾、それゆえこれらの記事も、文部省通牒の厳守やそれに沿ったスポーツ化の積極的な取り組みを強調する、つまりGHQの意向に沿った模範的な言説で埋め尽くされている、と考えられることである。また、GHQが、こうした検閲などによって剣道の復活の動きを把握しながら、それを黙認していたという状況は、『週刊朝日』がいうところの「半ば公認」という表現がふさわしいように思われる。

だが、この時期の剣道がすべて「半ば公認」で実施されていたわけではない。

事例① 鹿児島

1949年5月発行の『鹿児島県教育委員会月報』創刊号は、「鹿児島県新生剣道同好会」が、「学校教育には全然関係しないことと会員を積極的に勧誘したり指導したりしないで、個人の立場で同好の人々が参集して会を作ると云う約束のもとに軍政部との了解〔を〕得ている」としている。地方軍政部の了解を得て剣道の同好会が設立されたというのだ。

また、「スポーツとしての新生剣道」については、従来の紋付羽織や白足袋での審判の服装を改め、神を祭って敬礼させるようなことも見直し、禁止されている学校やその付属施設での実施は一切慎み、「あくまで個人の立場において、スポーツとして、真に社会体育の一つとして正しい道を進み発展するよう努力」すべきであるといった点が強調されている。とくに学生生徒との関係については、

この同好会は学生々徒を参加するよう勧誘はしないのである。学生々徒〔の〕個人的意思で新生剣道がやりたくて同好者として加入することは学校側として取締りの範囲

外であるから差支えないが、これ等の学生生徒が学校で練習したり積極的に勧誘したりすることはいけないのである。教師の場合も同様であつて、同好者である教師が生徒を勧誘して会に加入させることはいけないのである。¹⁶⁾

と細かな注意を与えている。文部省通牒についての模範的な適用例とっていいだろう。

事例② 栃木県

福島県連合青年会編『福島青年』1948年12月号の「よみがえった剣道」フェンシング規則を加味」と題する記事でも、栃木県修道会が同年10月に「同地進駐軍の好意により」許可されたとある¹⁷⁾。

事例③ 山口県

山口県岩国における剣道の認可をめぐる占領軍との交渉とその後の状況について、高嶋覚恵は次のように述べている。

戦後幸いにも、〔山口県〕岩国航空隊に進駐してきた進駐軍に毎日300人の人を送り込み、その賃金を毎日支払い、物資不足で米一合麦一合を配給した。一方剣道ができるように山口にある米軍憲兵隊山口本部に対して陳情書を提出した。その主なる内容は「剣道は人を斬るためのものではなく、自分自身の心を鍛え身体を鍛えるものである。昔から『健全なる身体に健全なる精神が宿る』とある。剣道の竹刀は刀ではない」。書いて出したとこと約三カ月後位と思うが許可が出された。

終戦後早くも剣道がやれることになったことは本当に嬉しく剣友と共に喜んだ。そこでまず岩国剣道倶楽部の設立をし、稽古場を藤生公会堂の借用または使用許可を取り付けることなど決めて稽古は週2回と定めた。21年〔1946年〕9月頃から始めたように記憶している。最初は10人前後である。

私が県庁の要請で25年〔1950年〕2月28日転勤するまでの間に護国神社、港祭、近県

（岡山、広島）剣道大会、その後遠征等各種大会を開催し、当時金がないので白布を買って岩国市長永田新之丞先生に字を書いていただき優勝旗とした。¹⁸⁾

事例④ 広島県

1947年2月に警察協会広島支部より発行された『いずみ』第2号には、「敗戦後永らく虚脱状態にあった柔道剣道も連合国側の理解と警察部長殿の計画力により〔1946年〕十二月四月には各方面別に地方競技大会が開催された。……中でも、広署の如きは進駐軍の観覧もあり、ジャズ入りで新時代の柔剣道の行方を暗示する様であった」とあり、同年12月7日に開催された広島県中央柔剣道競技大会については、「大会の開会式が始まり警察部長殿の挨拶に次いで、タムソン中佐が来賓代表として祝辞を述べられ、愈々手に汗握るあまたの試合が展開された」とある¹⁹⁾。

事例⑤ 宮崎県

1947年にソ連より復員し、宮崎県延岡で闇商売で生計を立てながら、旭化成工場の剣道場で愛好者とともに剣道を再開した佐藤寿は、その頃について次のように回想している。

それぞれの地区で隠れて剣道をしていた者が相寄り進駐軍の許可を得ようと、進駐軍とも折衝して現在宮崎県警察学校の体育館となっている旧宮崎支部の武徳殿で進駐軍のお偉方の前で剣道を見せることになった。

武道場の上座の方に机を並べ気分を和らげるためビールや果物を置き、飲み食いさせながら剣道の試合を見せたものです。彼等の試合や練習を見た後の批評の中で「打ち合いをするのは大変面白いが打ち合いをする前のお互いの攻め合いは何となくこわさを感じ身震いを感じた」と言ったとのことである。

そうこうしているうちに暗黙のうちに認めるようになり昭和24年〔1949年〕の頃宮崎県と鹿児島県の対抗試合を宮崎県で行ない25年〔1950年〕には鹿児島で行なうよう

になった。誠に剣道が再生できたとつくづく思った。²⁰⁾

事例⑥ 山梨県

山梨県甲府市における占領軍との交渉について、通訳を担当した島田里は、次のように述べている。

甲府市の武徳殿で剣道の稽古を主任として教えていた渡辺先生が軍政部に來訪して、日本剣道はスポーツで剣道だから始めさせて下さいと申し込みました。私が通訳をしました。そして河口湖の近くにある富士ビューホテルの広間で吉田市の剣道部員 10 名ほどが剣道を実演し米軍の将校が 10 名ほどその周りにいて見学するという方法をとりました。その結果、アメリカのフェンシングの方式を取り入れて、試合場は 10m 四方に白線を引き竹刀は八ツ割のものに袋をかぶせ袋竹刀で戦い白と赤に別れて採点板をそなえて一本をとるたびに厚紙のような大板をめくっていき 1、2、3、4、と採点して点の多い方を勝ちとする方式で許可しようということになりました。

認可されて始めてみたが、どうも、ことに袋竹刀がふにゃふにゃして気持ちが悪い。やっぱり四つ割の従来の竹刀がいいということだんだん昔の剣道に帰ってきました。²¹⁾

以上のうち、地方軍政部によって剣道の実施が公認されたのは、事例①～③であり、④は不明、⑤は黙認、⑥は袋竹刀を用いたフェンシング方式（後のしない競技とほぼ同様の形態と思われる）で許可を得ているので、従来の剣道が否定されたケースとみていいだろう。

まさに三者三様だが、こうした差異は地方軍政部ごとに判断が異なっていたことを示している。これは、地方司令部の解釈は多様であるから剣道愛好者の活動が認められるかどうかは軍政部次第である²²⁾、というCIEの体育担当官ノーヴェイルの発言と呼応しており、GHQの方針そのものであったと理解していいだろう。では、ノーヴェイルがいう地方軍政部による多様な解釈とは、実際に

はどのような幅でなされたのだろうか？

たとえば、福岡県田川郡川崎町では、1948 年 12 月に当地の西山道場に有志 7 名が集まって剣道の稽古を行ない、翌 49 年 5 月には田川剣道倶楽部を結成し、以後毎日曜日に稽古をはじめようになるが、同年 7 月 31 日には、

占領軍五人が通訳をつれて、西山道場にあらわれた。わたしたちは、稽古・試合・形を彼等の前で演出して、彼等の理解と認識を得ることにこれ努めた。

その結果、彼等は「ワンダフル」を連発して、非常なよろこびようだった。そして通訳を通じて「公的場所でなければ稽古してよろしい」との意思を伝えた。

これに自信を得て、この後一〇日間の暑稽古を実施した。また、これを契機にして各地に剣道倶楽部が結成され、少しずつ復活の機運に向かっていった。²³⁾

これに対して、千葉県勝浦町では、1949 年の秋から数名の有志が当地の警察道場を借りて、週 3 回の稽古をしていたが、同年の暮れ、「運悪く駐留軍の巡察があつて、剣道の禁止と防具の破棄を命ぜられ、警察官立ち合いで泣き泣き防具を焼却させられて、切角の剣道も一卷の終わりとなつた」²⁴⁾。

1946 年 8 月の文部省通牒は、先にみたように公的な「組織ある団体」だけでなく、私的な団体による活動も同様に禁じており、認めていたのは個人の自由意思によるスポーツとしての剣道だけであつたが、これらのうち「組織ある団体」による活動や個人の自由意志による活動が具体的に何を指すのか、といった点についてはあいまいである。

上記の事例に即して考えてみよう。両者ともに剣道を私的な団体によって組織的に行っているため、それを理由に活動を禁止することも可能であつたと思われるが、そのような判断はなされていないとみていいだろう。厳格な処分が下された勝浦町の場合も、団体による組織的な活動が問題となつたのではなく、川崎町でも「公的場所」での

実施は厳禁とされていたように、問題化したのは実施場所が警察道場という「公的場所」であったことではないだろうか。このことを示唆する慶応大学剣道部の事例を追加しておこう。

学校内での剣道の実施が一切禁止される中で、文部省とCIEを往復して「愛好者が学外の所で自主的にやるのなら大目に見よう」という方針であることを「臆気ながら」つかんだ慶応大学剣道部の荒木六彌は、三田の警察道場を借りて部員 20 名ほどで練習を開始したが、「それも束の間、M・P〔米国陸軍憲兵隊〕の眼にとまり、警察が学生を集めて剣道を教えているとはけしからん、の一言で」追い出された。その後、熱海警察署の道場を借りて剣道部の合宿を実施した際にも、「三日目でM・Pからの通報で中止のやむなきに至」った²⁵⁾。警察道場を借用しての剣道の実施に対しては、このような徹底した規制が加えられたのである²⁶⁾。

では警察剣道、つまり職務として訓練が実施されていた警察官の剣道については、どのような扱いとなったのか？

谷川の研究によれば、「東京の警視庁では 1946 年 5 月から 1948 年 9 月までの間、柔剣道大会が恒例行事として頻繁に行われているのに対して、茨城県警では 1948 年 5 月になって初めて、また群馬県警では 1949 年 3 月、兵庫県警では同年 9 月になって漸く剣道大会開催に至っている」²⁷⁾。また、山口県警は、1948 年 10 月に旧武徳殿で県下警察官秋季柔剣道大会を開催し、「占領軍一般観衆多数入場大会気分いやが上にも揚がり各試合とも熱戦手に汗を握る好試合を展開し」た²⁸⁾。

東京の警視庁以外でも、1948 年以降いくつかの県で警察剣道が認可されていたことがわかる。たとえば、1949 年 9 月 1 日に国警第二警察学校道場で開催された兵庫県下警察局員剣道大会について、神戸市警察局発行の『あゆみ』1949 年 10 月号が、「終戦と共に輝しい歴史とかずかずの思い出を残して終末をとげたかと思われた警察剣道も、この度進駐軍当局の深い御理解によって満四ヶ年ぶりにその性格を一新し、再出発をすることになった」²⁹⁾と記しているのもその一例である。

しかし、兵庫県警の剣道が 4 年ぶりに復活してから 2 カ月後、1949 年 11 月 10 日に出された通達「剣道の訓練の中止について」(務発第 55 号)³⁰⁾によって、全国の警察剣道が突如として禁止される。警視庁では、同年 5 月にすでに禁止されており、おそらくそれが発端となり全国的な禁止に及んだものと思われる。同年 5 月 22 日付『東京日日新聞』は、「警視庁で剣道廃止」という見出しで次のように報じている。

警視庁では終戦来、総司令部黙認のまま体育課の一つとして剣道を続けていたが、〔5 月〕二十一日剣道廃止が本極りになった。廃止の理由は軍国主義的な武道であると決定されたことによるが、戦後、剣道を続けている警察は全国で東京ほか、一、二県に止まりその存続可否は早くから議論されていたもので、今回の措置で警視庁の剣道師範及び体育係百名は、逮捕術と警棒術に転向、また体育課目にボクシングの採用を研究されている。なお柔道は従来より一層奨励する³¹⁾

記事にある警察剣道が存続しているのは、警視庁以外では全国で 1~2 県に止まるという指摘は、警察剣道の存続、復活状況についての先の谷川の指摘とも符合しているが、これは偶然であろうか。各府県の警察剣道の実態については、今後さらなる検証が必要だが、その実態は、おそらく東京などで例外的に黙認されていたものの、大半は禁止状態であったのではないだろうか³²⁾。

警察剣道は、1949 年 11 月の通達以後、1953 年 5 月 11 日付通達「剣道訓練の実施について」(務発教第 103 号)³³⁾によって復活するまで、4 年半にわたって禁止されることになる。全国の警察剣道の全面禁止の発端となったと思われる警視庁の剣道禁止の経緯は、『警視庁武道九十年史』によれば以下のとおりである³⁴⁾。

敗戦後の学校剣道禁止の影響は警察にも及び、「他府県では剣道の防具を没収の上焼却されたところもあった。剣道はまかりならぬと、現地司令官の独断による禁止命令を食ったところもあった。しかし警視庁では大っぴらではないが、相変わらず

ず訓練をつづけていた。進駐軍に対しての武道の演技公開などから、いささか有利に解釈していたわけだ。だから対署試合も気がひけながらも実施していた」。

そして、上記の『東京日日新聞』の報道の直前と推察されるが、予備隊中央区の柔剣道大会にGHQの警察担当関係者を招待したところ、「まだ剣道をやっているのか、けしからん」と「頭から大目玉を食ってしまった」。これは「晴天のへきれき以上の驚きだった」。教養部長の吉田太郎吉がGHQに何度か足を運んだ結果明らかになったのは、「警察の構内では剣道は相成らぬ。ただし構外において行なうぶんにまでは干渉せぬ」ということであり、「警察に所属する建物（これは空地も含む）内では剣道はやってはならぬ。しかしそれ以外の場所で、警察官という資格でなしに一般民間人と同様、スポーツとして行なうぶんにおいてはさしつかえないということ」であった。

これは、1946年8月の文部省通牒が、警察剣道に対しても厳格に適応され、その結果、例外的な黙認状態で継続ないし復活を遂げた警察剣道に全面的な終止符が打たれた、と理解すべきであろう。

谷川の区分を用いるならば、かくして1949年11月以降には、「学校剣道」だけでなく、「警察剣道」も姿を消し、「道場剣道」だけが残ることになるのだが、そこにおいても公的な場所での活動が禁止されるなど厳しい規制が加えられていたことは、これまでみてきたとおりである。

谷川がいうように、対日占領政策によって全面的に禁止された当時の時代劇映画と比較すると、剣道に対する規制は緩いといえよう³⁵⁾。しかし、その実態をトータルに見るならば、まさに「剣道が弾圧された冬の時代」という表現がふさわしい、というのがここでのひとまずの結論である。

3. 占領軍の慰問用芸能としての剣道

占領期の武道について、占領軍の慰問用の芸能という思いもよらぬ面から、新たな光を当てたの

が青木深『めぐりあうものたちの群像——戦後日本の米軍基地と音楽 1945～1958』³⁶⁾である。同書における武道に関する言及はごくわずだが、占領軍の慰問用の芸能の中に音楽や舞踊、奇術などとともに柔道や剣道などが含まれていたとの重要な指摘がなされている。

従来の研究においても、「進駐軍のキャンプヘトラックに畳を積んで〔柔道の〕慰問に回った」³⁷⁾といった事例が紹介されてはいたが、それがGHQと日本政府によって組織的に実施されていた慰問活動であったということには気づかなかった。

武道史研究の盲点を突く青木のこの指摘は、進駐軍に対する芸能提供業務を担当した調達庁³⁸⁾が編集・刊行した『占領軍調達史 部門編—芸能・需品・管材—』にもとづくものであるが、そこには、①出演料の基本料金が、柔道、剣道、薙刀、弓道の段位ごと定められていたこと（表1、2）、②需要が高かった柔道は主に講道館を通じて提供され、剣道、薙刀、空手もスポーツ・エキシションとして提供がなされていたこと、③芸能提供に関する諮問機関「芸能委員会」の委員に講道館参与の田中金之助が入っていたこと、等が記録されている³⁹⁾。占領期において武道は、米軍の慰問用の芸能の一翼を担っていたのである。

表1 出演料基本料金（1947年6月1日実施）
単位：円

芸能種目	柔道	剣道	薙刀
査定単位	個人一舞台	個人一舞台	個人一舞台
特	(十段)850 (九段)700 (八段)600	(六段)700 (五段)600	(六段)470
甲	(七段)500	(四段)500	(五段)400
乙	(六段)400	(三段)400	(四段)330
丙	(五,四段)300	(二段)300	(三段)260
丁	(三,二)200	(初段)150	(二段)190
戊	(初段)150		(初段)150

(注) 調達庁『占領軍調達史 部門編—芸能・需品・管材—』1957年、p.14より摘出作成。

表2 芸能提供基本料金(1951年10月1日実施)

単位：円

種目	柔道、剣道	薙刀、弓道
構成人数	1人	1人
1舞台の時間	1時間迄	1時間迄
S A	3,500	3,000
S B	2,500	2,000
S C	2,000	1,800
A	1,500	1,300
B	1,200	1,000
C	1,000	700
D	600	500
E	—	—
F	—	—

(注) 表1と同一資料、p.50より摘出作成。

ではその実態は、どのようなものであったのか？ 関係者の回想から追跡を試みてみよう。まずは、拓殖大学空手部OB2人の回想である。

昭和二十三年〔1948年〕夏頃より連合軍駐留軍特に米空軍基地将兵の要望に応え日本武道の紹介演武が各地に於いて催された。柔道、剣道、合気道、薙刀をはじめ空手道も参加した。空手は当初各大学のOB諸氏現役部員が参加したが、厳粛な道場と異なり大食堂でコココーラ等を飲みながら夫人子供同伴将兵の観劇まがいの見物ではいささか抵抗を感じもう二度といやだと同行を拒むものが続出した。しかし、外国人にどうせ見せるなら日本武道の真価を知ってもらおう、そのためには辛抱しようとして説得に努めた。巡回演武ならびに訓練は立川をはじめ木更津、横須賀と航空母艦の甲板上などで週に一、二度約三年ほど続けられた。⁴⁰⁾

この頃になると(昭和二十五年〔1950年〕)、次第に社会一般の間で「空手とは」と、僅かながら興味を引くようになった。特に駐留米軍にその空気が多かった。勢い演武会が多くなる。今日は厚木の空軍基地へ、明日は横須賀の航空母艦で、と云ったような三文役者のドサ回りである。初めの中は、珍しさと空腹

を満たせる欲で、進んで参加したが、その都度出合わず場面は、薄暗いカクテル光線のフロアでの、バンドの合間の演武であった。米兵連は、片手に女を抱き片手でビールを飲みながらの、不埒さである。⁴¹⁾

柔道、剣道、合気道、薙刀もとともに空手による慰問も、1948年夏頃から51年頃までの3年ほどの間に、週に1~2回という頻度で、関東の各基地や軍艦などで実施されたが、占領軍のなかでもとくに米空軍基地からの要望が強かったという。それらの演武は、武道場の厳粛さとは対照的な環境のなかで、ショーとしてなされたが、これらの回想の中では、そのことに対する出演者の屈辱感や反発と、それをGHQに「日本武道の真価」を知らしめる活動とみなすことが、屈辱的な環境のなかでの演武を支えたことが強調されている。あくまで大学空手部OBおよび現役部員による慰問の事例であり、種目によって実施頻度などは異なると思われるが、他の武道にも共通する点も多いのではないだろうか。

以下、剣道の事例をみてみよう。

事例① 関東

当時慶応大学剣道部の部員であった荒木六彌は、次のように回想している。

そのころ小西先輩からの筋で第一ホテルの中でG・I〔米兵〕達が剣道を見たいという依頼を受け、吾々学生が二〇名程で試合をみせました。広い白いマットがコンクリの上に敷かれ、そこで試合をやるというのです。仕方なしに、足をもたつかせながらの、しかも無声の剣道です。当日のデモンストレーションは大した反応もなく終わってしまいました。他人に見せる為の剣道などやったことのない吾々のショーは見事に失敗であったことがG・I達の顔付きから読みとれました。

その内に厚木の米軍基地からもお声がかかり、一四、五名で軍用トラックに乗せられ出向きました。演武も見せ場をつくる技術も心得て来たせいもあって拍手が起こったことを

思い出します。演武が終わり、大食堂でセルフサービスでしたが大変な御馳走がたべられました。テーブルには一杯に入ったコーヒポットと山盛りの砂糖が置かれ自由にとって入れられるのにはびっくりしました。(略)

昭和二一年〔1946年〕も秋風が吹き始めた頃、場所は忘れましたが、今までの隊とは趣きの違った所から、剣道のP・Rと説明ということで、中野先生と岸上君と私の三人で出かけました。隊の中の小さな劇場で演武いたしました。私共は舞台の上で出番を待ちます。幕間にジャズが演奏され異様な感じですが。幕があいて中野先生が通訳を介して説明します。六尺豊かな岸上君が小兵の私と試合してみせます。私が鮮やかな胴を抜くという申し合わせは見事成功、拍手喝采。後で痛くはないのかの質問せめに合い、G・Iの手に甲手をはめ、竹刀でたたいて、余り痛くないことに納得してもらいました。この巡業(?)はなかなかの成果を収めた様に思えました。⁴²⁾

空手の慰問の開始が1948年夏頃であったのに対し、剣道はそれよりも2年ほど早い、1946年秋にはすでに実施されていたことになる。空手に先かぎて柔道、剣道、薙刀などの慰問が実施されていたものと思われる。演武がジャズの合間にショーとして実施されていたことやそうした環境に対して違和感を抱いたことがこの回想でも確認できる。

事例② 京都

敗戦後、1946年8月に故郷である京都に戻り、警察官となった大森政雄は、当時を回想するなかで次のように述べている。

当時占領軍は剣道絶対禁止を建前としていた。これは戦争中の斬込隊の恐怖からこのような処置を採ったものと思われる。換言すれば剣道が戦争にいかに関与したかの証拠であろう。日本刀狩りとか、MPが道場に踏み込み剣道具を焼いたとかの事件が頻りに発生した。しかし彼等はプライベートは別であり、

京都は全国に駐屯するGI達の観光地であったので、彼等の宿泊する京都駅前の洛東ホテル(占領軍支配下)では日本文化に触れるスケジュールを組み、その一つに日本武道文化の柔剣道を見学するサムライアワーを作って、剣道の実演方を京都府警察本部に命令してきたのである。

実に勝手極まるが占領軍の命令は絶対。そこで岳田警部補教官に白羽の矢がたち、命を受けた岳田教官は「オイ松岡、大森! 剣道が出来ろ」と日頃稽古の出来ぬ鬱憤をこの実演を機に晴らそうとの魂胆で井上晋一現師範、榊田薙刀四姉妹を加え剣道班を編成し、リハーサルと称して存分に稽古した。かくて別途編成の武専柔道の胡井剛、森下勇両師範らの柔道班と共に洛東ホテルに出演したところ、第一回より大好評を博し毎週出て参れとの命令。我々はますます稽古が出来ろと大歓迎、GHQ禁止令何のそのと大いに溜飲を下げた。

その内評判を聞いた在洛の各GIキャンプから、剣道だけで良いからこちらにも来いというので占領軍御用達岳田一座は大繁忙であった。これは朝鮮戦争勃発〔1950年6月〕頃まで続いたと思う。⁴³⁾

京都府警察本部に慰問のための剣道の出演命令が届いたこと、それを理由に禁止されていた剣道の練習を存分にしたというのである。練習までもがGHQの認可の下あったどうかは疑わしいが、出演者らの心情はそれに近いものであったのだろう。それが1950年6月頃までつづいたという。また、洛東ホテルでの剣道、柔道の演武も慰問という点ではちがいはないが、基地や軍艦でのものとは異なり、米兵たちの京都観光の一環として実施されていたことがわかる。

事例③ 福岡

福岡の勤務先の工場で、大学剣道部のOBたちと剣道を再開した星野一雄は、次のようなエピソードについて語っている。

昭和 21 年〔1946 年〕復員後、三菱化成黒崎工場で勤務することになったが、三菱鉱業旧役員、東大剣道部 OB の江藤佳造さん（略）が八幡におられ、当時禁ぜられたにもかかわらず、会社に来られ林規君（略）とともに誘われて工場の会館の舞台上で稽古を始めたのです。そのうち他の社員も参加するようになりました。

ある日、進駐軍がジープで乗り込んで来たので、てっきり剣道をやっていることがばれてとがめられるものと覚悟したら、彼等は北九州芦屋の空軍基地から来たのでなんとそこまで来て剣道をみんなに見せてくれというのです。早速道具を持ってジープで連れて行かれると、食堂をかたづけて会場ができていました。つたない英語で説明しつつ日本剣道形を見せ、さらに稽古を見せて帰りには当時珍しかったチーズやサンドイッチなど土産を貰って帰って来たことがあります。⁴⁴⁾

慰問先である空軍基地は、占領軍のなかでも空手に対する要望がとくに高かったとの指摘もあるが、剣道に対しても同様であったのではないだろうか。

事例④ 福岡

小西雄一郎（1954 年開催の第 2 回全日本剣道選手権優勝者）は、1947～48 年当時参加した慰問活動について次のように述べている。

21 年〔1946 年〕の 10 月に西日本鉄道株式会社に就職しました。

この頃、占領軍の調達庁でショーとして剣道をやってくれという依頼があつて、三角卯三郎先生を中心に、春日原などのキャンプの PX〔駐屯地の売店〕で、7、8 人から 10 人ぐらいで剣道を披露していました。月に 1 回か 2 回ぐらい、帰りにビールをもらって帰れるので楽しみでした。試合ではなく稽古を見せました。22 年〔1947 年〕から 23 年〔1948 年〕ぐらいまでのことだったでしょう。剣道をする機会はそのときだけでした。⁴⁵⁾

この回想では、依頼者が調達庁であったと明確に述べられている。慰問先は不明だが、1947～48 年頃に月に 1、2 回継続的に実施されていたとある。

事例⑤ 熊本

熊本における慰問活動について、湯浅恒俊は次のように回想している。

占領軍は各国共通のようであるが、被占領地区の珍しいものを軍の権威によって演技させこれを見て喜んでいる。熊本においても同様で、殊に戦時中最も恐れていた剣道を見たいという心理があつたのは当然で、昭和二二年〔1947 年〕ころより度たび、陸軍偕行社の将校クラブや観光ホテルのクラブで実技をやらせてこれを見ている。

これに参加した人々は、戦前稽古をしていた二、三〇名の人達で殊に警察関係の一川（範士）・末永両氏を中心に一般人といった現在の最高指導者の若いころであった。これはあくまでも占領軍の慰安のためであり、地稽古中心にしてたまには模範試合を見せたこともある。しかし、ここで最も特徴とすることは先にも述べたように、「絶対に声を発してはならない」ことであった。

たまたま、この時、薙刀も剣道と一緒に参加して演武したことがあり、天道流の形をやっている中に思わず「ヤッ」「エイッ」と懸声をかけたためにそこで見ていた黒人婦人がびっくりして、ひっくり返ったという面白い話も伝えられている。

また、これ等演技を行なう前にはクラブにポスターがはられる。これに「左手前」で竹刀を握っている写真が出ていて、これに参加した人びとも苦笑したということである。⁴⁶⁾

1947 年頃より慰問が始まり、警察関係の剣道経験者を中心とする 20～30 名がこれに参加して、陸軍偕行社や観光ホテルのクラブで演武を実施し、それを知らせる剣道の写真つきのポスターがクラブに貼られていたという。

ここで注目したいのは、その際に無声で演武を行なったことである。湯浅によると、無声での演武はそれ以前にもなされており、東京の華族会館や青年館でGHQの上層部を招待し剣道を説明した際にも、「剣道が精神教育の手段ではなく純粋なスポーツであることを説明するために演武中はいっさい懸声を出さないようにつとめた。まるで無声映画もチャンバラのような演武」であったという⁴⁷⁾。「精神教育の手段」というのは、先にみた極東委員会の「日本教育制度改革に関する政策」の文言をとらえてのものであろう。それを否定し、剣道のスポーツ化を示すために無声としたのである。これも当時における剣道のスポーツ化のひとつの模索形態である。

この回想でもうひとつ注目したいのは、占領軍側の剣道への要望を「戦時中最も恐れていた剣道を見たいという心理」ととらえている点である。一方で剣道を厳しく禁止ないし規制しながら、他方で剣道を見てみたいという、占領軍のこの矛盾した態度を湯浅は、怖いもの見たさに近い心理と解釈したのだ。その妥当性については、今後米兵側の意識の分析等によって検証していく必要があるだろう。

以上、5つの事例をあげたが、この他にも、北海道札幌市の剣道愛好者らが、札幌真駒内駐屯部隊に招かれ、薙刀とともに剣道を披露している。そのメンバーについて、内藤詩郎は、同市豊平愛隣館で「静かな稽古」を楽しんでいた人々と述べている⁴⁸⁾が、熊本の事例をふまえるならば、「静かな稽古」とは無声かそれに近い形で剣道を行っていたということではないだろうか。

また、『警視庁武道九十年史』にある「駐留軍からの要請で、武道の形や試合を披露した。ずい分と辛いみじめな思いをしたものだった」⁴⁹⁾という伊藤秀宏の回想も、おそらく慰安活動としての演武の経験について語ったものであろう。ここでも出演者の屈辱感ややり切れぬ心情が強調されている。

4. おわりに——占領軍兵士による剣道実践

以上、本稿で明らかにしてきたように、社会体育分野における剣道を厳しく規制した1946年8月の文部省通牒は、GHQの監視下で厳格に運用され、1949年11月以降には警察剣道もその例外ではなくなった。剣道にとっての「冬の時代」がまさしく到来したのである。

そこでは、同文部省通牒に沿った剣道のスポーツ化の取り組みが各所でくり広げられた。その後のしない競技という剣道に代る新たなスポーツの登場は、まさに剣道の「冬の時代」を象徴するものであるが、そこに至る過程には実にさまざまな取り組みがなされていたのである。こうした事実がもつ歴史的な意味についても、私たちは改めて考えてみる必要があるだろう。それらの検討は、剣道の戦前・戦後の連続性と断続性の問題や剣道の戦後改革が生み出した歴史的な遺産を考えるための重要な手がかりを与えてくれるにちがいない。

また、本稿では、これまでの武道史研究の盲点ともいえる占領軍の慰安として実施されていた武道についても光を当ててきた。占領軍の要望を受けて剣道をショーとして演武する人々の姿もまた、「冬の時代」の剣道史のひとつコマであるが、そこには剣道に対して厳しい規制を加えたGHQのもうひとつ別の顔が示されている。

それだけではない。占領軍兵士たちの中には、武道を自ら実践する者たちがいた。講道館では、柔道の稽古を希望するGHQスタッフが、1945年の4名から、46年64名、47年283名、48年205名、49年には364名に達した⁵⁰⁾。また、「日本武道を高く評価した米軍特に戦略空軍司令部は各基地体育指導官の若手将校下士官二〇数名を一チームとして編成し、三か月、東京に滞在させ空手、柔道、合気道を主な日課として習得させた。」⁵¹⁾

剣道について確認できたのは、今のところ次の2例である。

ひとつは、東京の天沼の皇道学院である。これは、日系二世たちの留学の受け皿になり、武道教育を実施するために、1938年に頭山満、丸山亀吉

の支持を得て設立されたものであり、武徳殿なみの豪壮な剣道場と二階建ての宿舎を有していた。指導者は、1929年から37年までアメリカ西海岸を中心に、1万人以上の日系二世に剣道を指導した剣道家、中村藤吉である。この皇道学院の宿舎が敗戦後、日系米兵たちの宿舎となった際に米兵たちの中から剣道をやる者が現われたのだ。戦前、アメリカで中村に剣道を教わった者たちである。彼らは中村のことを「先生」と呼んで慕い、また「勝手に道場に入って剣道の稽古をしていた」という⁵²⁾。

もうひとつは、1953年の米国カリフォルニア州のオークランド剣道道場の創設メンバーのひとり、ベンジャミン・ハザード⁵³⁾が占領軍の一員として日本滞在中に築地警察署で剣道を実施したというものである。この事例は、筆者による関係者へのインタビュー⁵⁴⁾の際にはじめて知ったものだが、その後の調査によって、彼について星野一雄が次のような証言を残していることがわかった。

昭和24年〔1949年〕東京に転勤してからも築地警察署で表向きは棒術ということで実際には留置所の裏の道場で剣道をやっていることを知り、夕方、有志でそこで剣道をさせてもらいました。(略)24年の11月に黒崎対東京大阪連合軍で築地の警察署の道場で大会をしたりしました。(略)昭和26年〔1951年〕、未だ公にはできない頃でしたが、ここにもある日ジープで進駐軍の将校がやってきました。これはまずいことになったと思ったら、出した名刺には Captain Benjamin Hazard (キャプテン・ベンジャミン・ハザード) とあり、裏には「陸軍大尉 葉里勉左衛門」と日本語で書いてありました。前に日本にいたことがあり、剣道も心得があり、一緒に稽古をやらせてくれとのことだったのです。来る度にウィスキーやらチーズやら土産を持って来てくれました。⁵⁵⁾

厳禁であったはずの警察構内での剣道に米軍の将校が参加していたのである。しかし、それによって築地警察署構内での剣道がGHQに公認され

たというわけではない。それはあくまで非合法的な形でつづけられ、ひとりの米軍将校がその非合法的な集団の一員となったにすぎないということだろう。戦前に日本に滞在し、剣道に心得があるひとりのアメリカ人が、剣道への思いを叶えるために日本人と一緒に非合法的に剣道をつづけた——これもまたGHQ占領下「冬の時代」の剣道史のひとコマである。

皮肉と矛盾に満ちたこうした事例も含めて、私たちは「冬の時代」の剣道のさらなる実態究明とその歴史的な意味についての探究をつづけていかなければならない。

【注】

- 1)近代武道研究会編『武道のあゆみ 90年』商工財務研究会、1961年、pp.42-44。1949年3月末までに、そのうちの110人が、体操教員養成講習会などによって体操の免許を新たに取得している(古川修『「文検定体操科」の研究』世音社、2016年、pp.227-232)。
- 2)山本礼子『米国対日占領政策と武道教育——大日本武徳会の興亡——』日本図書センター、2003年、p.73
- 3)拙稿「武徳会ページの審査実態——審査結果の全体像と本部役員のページを中心に——」、『一橋大学スポーツ研究』第30巻、2011年10月、p.3
- 4)前掲『米国対日占領政策と武道教育』、増田弘『政治家追放』中央公論新社、2001年、pp.304-335、前掲「武徳会ページの審査実態」、拙稿「武徳会ページの審査実態(その2)——支部部会長の分析を中心に——」『一橋大学スポーツ研究』第31巻、2012年、等。
- 5)庄司宗光『改定新版剣道百年』時事通信社、1976年、p.209
- 6)前掲『米国対日占領政策と武道教育』、p.29
- 7)谷川建司「占領期の対日武道政策——チャンバラ禁止と剣道への対応を巡って——」『中韓人文

科学研究』第18巻、2006年、p.414

8)「進駐軍公開演技会並ニ交渉概略」『武徳会々報』1946年8月20日調整、中村民雄『史料近代剣道史』島津書房、1985年、所収、pp.92-102。

こうした方針が各地方軍政部にまで浸透していたわけではなく、たとえば高知県下の地方軍政部は、一般人の剣道防具の焼却等を命じた。こうした越権行為を阻止するためCIE局長ダイクは、竹刀は武器ではなく、体育の道具であるとし、命令を撤回するように要請したが、それに対して参謀二部は、すでに出した命令を撤回するのは戦力軍当局の権威失墜になるとの理由で反対した（前掲『米国対日占領政策と武道教育』pp.44-45）。

この時期における地方軍政部との交渉の一例として、菅悟の証言をあげておく。1946年「4月17日、四国軍政府査察係四国管区駐屯司令部のジェームス・ジョン中尉から呼び出しがあり、剣道に対する考えについて聞かれた。案外落ち着いた気分で応答ができ、『私の剣道は人殺しの剣ではない。体力づくり、防犯など精力善用を目標とし、日本人にはこれにまさるものはない』と強調した」（菅悟「昭和21年、早くも剣道同好会を結成」『剣道日本』1995年10月号〔戦後五十年総力特集「戦争と剣道」〕、p.46）。

9)1946年8月25日付文部省通牒「社会体育の実施に関する件」（発体95号）、中村民雄『史料近代剣道史』島津書房、pp.121-122。

私は、同通牒によって「社会体育分野の剣道、柔道、弓道についても、活動が全面的に禁止され…」(拙稿「日本の武道——ナショナリズムの軌跡」、土佐昌樹編『東アジアのスポーツ・ナショナリズム——国家戦略と国際協調のはざままで』ミネルヴァ書房、2015年、p.84)と指摘したが、これは明らかに誤りである。下記本文のように修正しておきたい。

なお、同通牒は、1946年7月5日に文部省よりCIEに提示されたが、この時文部省は、武徳会の解散をめぐるCIEとの交渉の渦中にあった（前掲『米国対日占領政策と武道教育』p.36）。

こうした文脈をふまえるならば、同通牒の内容は、武徳会の解散を阻止するために文部省が、社会体育分野における武道に対しても、あえて学校武道に近い厳しい制限を課したものと推測される。武徳会の解散指令である内務省令第8号が交付されたのは、同年11月8日である。

10)前掲『改定新版剣道百年』p.210

11)前掲『史料近代剣道史』所収、p.211。その際にも、以下のような注意が付されている。「剣道を練習し、また試合を行う場合、あるいは剣道愛好者による団体の運営を行うにあたっては、超国家主義的、あるいは軍国主義的思想を鼓吹したり、独善的な考えにおちいつて形式的、宗教的の行事を強いたりすることなく、スポーツの一種として、教育的に取り扱い、民主的な方法によつて運営されるよう指示されたい。」

12)鈴木英一『日本占領と教育政策』三省堂、1983年、p.266

13)前掲「占領期の対日武道政策」

14)同上、pp.422-423より再引。

15)GHQによる出版物の検閲は、GHQの民間検閲支隊(Civil Censorship Detachment = CCD)によって行われた。

16)この記事は、奥泉栄三郎「復刻版『北米剣道大鑑』解題・解説」、靱井一剣『北米剣道大鑑』下巻、文生書院、2001年、pp.107-110に全文が収録されている。その注記で、奥泉栄三郎は、「この文章はGHQ民間検閲支隊(CCD)によってマークされた模様である。その形跡が紙面に残っている」と指摘している。

17)前掲「占領期の対日武道政策」p.415より再引。

18)高嶋覚恵「竹刀は刀でないと進駐軍に陳情書」『剣道日本』1995年10月号、p.43。

岩国に関しては、『岩国柔道史』に次のような記録が記されている。「昭和二一年〔1946年〕一月五日 製機工場道場に米軍憲兵軍曹及曹長来場親善稽古を行なう。同年六月 進駐軍の指導者として帝人より浜田、安食五段、河上四段任命された。当時日本人としては最高の待遇を受けた。阿部実氏も参加された。同年九月 大

竹市の進駐軍キャンプにて柔道を披露した。河内、新上、浜田、安食、その他数名の者が模範乱取などを行い多大の感銘を与えた。昭和二十二年〔1947年〕八月 製機工場講堂において英軍進駐兵のために柔道の指導を開始した。指導者浜田、安食五段、河上四段、阿部三段。」(浜田喜一『岩国柔道史』岩国市立図書館、1972年、pp.48-50)。柔道に関しては、1946年8月の文部省通牒以降も、岩国の進駐軍での柔道のデモンストレーションや占領軍兵士への柔道指導などが行われていたのである。

なお、引用にある「英軍進駐兵」とは、イギリス連邦軍のことであり、1947年10月時点での構成は、オーストラリア軍11,000人、ニュージーランド軍3,000人、イギリス軍4,500人(うち空軍2,500人)、インド軍11,000人であり、翌48年12月には岩国・広島(約400人)を除いて全面撤退した(竹前栄治『GHQ』岩波書店、1983年、p.66)。

19)前掲「占領期の対日武道政策」pp.415-416より再引。

20)佐藤寿「旭化成剣道場は卓球場になっていた」『剣道日本』1995年10月号、pp.44-45

21)島田里「フェンシング方式で進駐軍に見せた」同上、p.45

22)前掲『米国対日占領政策と武道教育』p.41

23)坂本完「戦後剣道のあゆみ 私のみてきたあゆみ」『剣道』第8号、1977年6月、p.59

24)佐藤清英「戦後剣道のあゆみ 戦後千葉剣道概史」『剣道』第19号、1979年4月、p.59

25)荒木六彌「戦後剣道のあゆみ 学生剣道の復活」『剣道』第15号、1978年8月、pp.67-69

26)しかし、GHQの目にふれないように警察構内の道場で剣道が続けられた例もある。1946年8月に故郷である京都に戻り、警察官となった大森政雄は、次のように回想している。「本格的に道場稽古がしたいと欲望に駆られどこか良い場所はないかと探していたところ、洛西の太泰警察署に前崎末蔵教士がおられ、ここならMPの眼も余り届くまいとのことで有志が集まり一月

一回として稽古を始めた。最初は恐々であったが、次第に大胆になり近くにお住いの宮崎茂三郎先生、近藤知善先生におでましを願った。このことが次第に剣道仲間に知れ渡り先ず斎藤正利、長田為吉先生ら武専〔武道専門学校〕OBが駆けつける。元より恩師田中知一、大森小四郎先生やがては小川金之助先生まで見える。大阪へ聞こえて、六反田俊雄先生を始め音に聞こえた先生方が続々参加し大繁盛した。いずれも剣を愛し、剣こそ我が命として来られた方々ばかり。当時の食料事情も交通不便も踏み越えてただただ剣道したいばかりにこの稽古会に集まったのである。昭和24年〔1949年〕ジェーン台風が襲来したとき、風にあおられて梁に積もった綿埃が舞い落ちるのも我関せずと稽古を続け、外に出て初めて大台風と知り『道理で埃が落ちてきたのか』と感心?した笑えぬ実話があったのもこの時の事であった」(大森政雄「岳田一座の剣道興業と大繁盛の太泰稽古会」『剣道日本』1995年10月号、p.38)。

27)前掲「占領期の対日武道政策」p.415

28)田原生「秋季柔剣道大会記」、山口県警察部発行『防長警友』1949年新年号、同上p.416より再引。

29)同上p.422より再引。

30)警視庁『剣道教本』1955年、p.3

31)前掲『警視庁武道九十年史』p.206より再引。

32)熊本県については、敗戦直後、幼年学校にあった剣道具700組と竹刀数千本をトラックで警察練習所に移動し、警察練習生に剣道をやらせていたが、「これには占領軍も何ともいわなかったそうである」との証言がある(湯浅恒俊「戦後剣道のあゆみ 肥後熊本の巻」『剣道』第10号、1977年10月、p.54)。黙認状態ということだが、それがいつまでつづいたかは不明。

33)前掲『剣道教本』pp.3-5

34)前掲『警視庁武道九十年史』pp.205-206

35)前掲「占領期の対日武道政策」において、谷川は、時代劇を「武士道の視覚的表現」、剣道を「武士道の精神的後継者にあたる」ととらえ、「映画

- において時代劇が徹底的に禁止されたのと同様に、スポーツにおいて剣道が厳しく統制されたのかを検討し、それは「ある種の幻想に過ぎないことが確認できたのではないだろうか」と結論づけている (p.406、423)。
- 36)青木深『めぐりあうものたちの群像——戦後日本の米軍基地と音楽 1945～1958』大月書店、2013年
- 37)前掲『米国対日占領政策と武道教育』p.65
- 38)調達庁という名称が正式に使用されたのは、1952年4月1日～28日の一カ月足らずの期間に過ぎない。敗戦後の芸能調達は、まず終戦連絡中央事務局芸能委員会が、1947年9月からは特別調達庁 (SPB) が担当し、1949年6月よりSPBは従来の公益法人から総理府の官庁に性格を変えた (調達庁『占領軍調達史 部門編一芸能・需品・管材一』1957年、pp.17-23)。
- 39)同上、p.3、11、14、27、47、50、60、75
- 40)中山正敏「空手部始動す」、拓殖大学麗沢会空手部OB会『拓殖大学麗沢会空手部五十年史』、一九七九年、平田了三「GHQ占領期における武道の一考察——武道禁止令したにおける空手道の動向」『史友』第45巻、2013年、p.73より再引。
- 41)庄司寛「青春を刻苦す」、同上 p.74より再引。
- 42)前掲「戦後剣道のあゆみ 学生剣道の復活」pp.68-69
- 43)前掲「岳田一座の剣道興業と大繁盛の太秦稽古会」p.38
- 44)星野一雄「進駐軍のジープは見学、稽古の申し入れ」『剣道日本』1995年10月号、p.44
- 45)西雄一郎「昭和15年の玉竜旗個人優勝と29年の選手権優勝の間」同上、p.41
- 46)前掲「戦後剣道のあゆみ 肥後熊本の巻」、p.54
- 47)同上 p.53
- 48)内藤詩郎「戦後剣道のあゆみ 千歳市剣道連盟の姿」『剣道』第11号、1977年12月、p.48
- 49)前掲『警視庁武道九十年史』p.204
- 50)前掲『米国対日占領政策と武道教育』p.69
- 51)前掲「空手部始動す」、前掲「GHQ占領期における武道の一考察」p.73より再引。
- 52)中村藤雄「最後の秘伝」『剣道日本』2012年9月号、pp.27-28、および筆者による中村藤雄氏へのインタビュー、2016年6月17日。なお、皇道学院の剣道場は、国に返上し、のちにGHQによって取り壊されたという。
- 53)<https://oaklandkendo.com/oakland-dojohistory/> 2016年11月11日閲覧。
- 54)荻原大氏へのインタビュー、2016年8月30日、於米国サンマテオ市。このインタビューは、平成28～30年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究「アメリカ西海岸におけるアジア武術の受容、普及および変容1950～1993年」(研究代表者マイク・モラスキー)による米国サンフランシスコの現地調査の際に実施したものである。
- 55)前掲「進駐軍のジープは見学、稽古の申し入れ」p.44